

平成26年度第4回（第28回） 外務省契約監視委員会  
議事概要

開催日及び場所	平成26年12月16日（火） 於：外務省202号会議室	
委員	委員長 中里 実 委員 中谷 和弘、三笥 裕、宮本 和之、門伝 明子	
抽出案件		(備考)
	一般競争方式（政府調達に関する協定適用対象）	1/3 件
	一般競争方式（上記以外）	1/51 件
	指名競争方式	0/2 件
	企画競争に基づく随意契約方式	1/25 件
	公募に基づく随意契約方式	1/2 件
	その他の随意契約方式	6/60 件
	合計	143 件
		審査対象： 平成26年度第2四半期
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する外務省の回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	
その他	<p>会計課調達官より、「平成26年度外務省調達改善計画」の上半期に係る自己評価結果の概要報告を行った。          なお、委員よりは、カード決済導入や支払いに係る事務集約による事務コスト削減の推進及び仕様書作成に係る積算基準等に係る言及があった。</p>	

別紙

委 員	外 務 省
<p><b>1. 物品・役務等の契約（総括表）</b> （特段の意見等なし）</p> <p><b>2. 指名停止等の運用状況</b> （特段の意見等なし）</p> <p><b>3. 再度入札における一位不調状況</b> ○人件費の高騰に加え、昨今の円安による影響により輸入品が割高となることから物の価格が上昇し、従来価格での購入が不可能となり、再度入札を行う必要が生じることが想定されるが、事務コストの増大及び時期に見合った調達の観点も含めてどのように考えているのか。</p> <p><b>4. 低入札価格調査制度調査対象の発生状況</b> （特段の意見等なし）</p> <p><b>5. 抽出案件の審議</b></p> <p><b>①－1 乗用自動車交換購入業務一式（一般競争入札：政府調達）</b> ○交換購入のために売却する自動車は複数の車種となっているが、それはどうしてか。また、新たに調達する自動車を、交換購入のために売却する自動車のうち安価な車種に統一することにならなかったのはどうしてか。</p> <p><b>②－50 「ハーグ条約に基づく裁判手続きにおける翻訳」業務委嘱（一般競争入札）</b> ○翻訳に係る費用はどこが負担しているのか。</p>	<p>●円安による影響は在外公館における案件及びODA事業については既に現れ始めており、国内における案件については今次審査対象期間には未だあまり現れてはいないものの、今後下半期以降の契約については影響が生じてくるものと感じており、このまま円安が進めば執行の観点からも十分に考慮していく必要があると認識している。</p> <p>●既に交換時期を迎えている自動車のうち、状態が悪く買い換えが必要なものから順に4台を交換購入の対象としたため複数の車種となっている。なお、自動車のクラスは用途により定められており、今次調達分についても用途に応じた仕様にて入札を実施したため安価な車種に統一することとはなかった。</p> <p>●翻訳に係る費用は外務省が負担しており、外務省の予算から支出している。なお、支払いは本件事業者の請求に基づき外務省が同事業</p>

委 員	外 務 省
<p>○翻訳の対象となる文書は定型的なものであるのか。</p> <p>○本件契約における翻訳に係る単価表中に、主要な言語である中国語が含まれていないのはどうしてか。また、言語によって単価の違いが生じているのはどうしてか。</p> <p>○翻訳された文書の品質確認はどのように行われているのか。</p> <p>○翻訳支援を行うことの根拠はどのようなものであるのか。</p> <p>○入札参加者に求められる条件のうち、裁判所に提出する資料の翻訳実績についてはどのような確認を行ったのか。</p> <p><b>④-11「ホームページ『日本留学総合ガイド』運営」業務委嘱（企画競争）</b></p> <p>○平成13年から行っている本件事業のアクセ</p>	<p>者に対して行っており、裁判手続に係る申請者に対して交付するものではない。</p> <p>●出生届等定型的なものもあるが、定型的なものであっても国により形式が異なる。また、陳述書等もあるため多くが非定型なものである。</p> <p>●中国はハーグ条約の締結国ではあるが、適用となるのは香港及びマカオのみとなっているため、本件契約における翻訳に係る単価表から除外しているものの、必要に応じて追加が可能となっている。なお、法律知識を有する翻訳者の人数の違いにより言語によって単価の違いが生じており、特殊言語であればあるほど単価が高額となる傾向が見受けられる。</p> <p>●翻訳者による翻訳後、法律知識保有者による校閲を受けた上で、外務省に提出され、外務省においても確認を行っている。なお、最終的には申請者が確認の上、書面による承諾書を提出することとなっている。</p> <p>●ハーグ条約には中央当局が司法手続の開始を支援することが定められていることから翻訳支援を行うことの根拠となっている。なお、どの範囲まで支援を行うかについては締結国毎の裁量があり、我が国においては予算の範囲内で裁判手続における翻訳支援を行うこととしているものである。</p> <p>●翻訳実績件数についての報告を受け、確認を行った。ただし、裁判所に提出された資料等の写しについてはその性質上提出を求めている。また、別途翻訳に係る技能審査が設けられており、入札参加には、技能審査の合格が条件となっている。</p> <p>●ホームページを開設した平成13年が30万</p>

委 員	外 務 省
<p>ス数の推移はどのようなものとなっているのか。また、今回ホームページを再構築したことによる影響はどのようなものとなっているのか。</p> <p>○来年度以降本件契約に関連した保守業務委嘱を行う場合において、本件事業者と同一の事業者とする必要は生じるのか。</p> <p>○アクセス状況の分析結果として、どのような報告がされるのか。</p> <p>○諸外国の教育機関等との連携は行っているのか。</p>	<p>件、5年後に190万件、さらにその5年後には286万件、昨年は324万件と、アクセス数は10倍以上となっている。なお、今回ホームページを再構築することによる影響については、提言を含めたアクセス状況等の分析結果が明年3月に報告書として提出される予定である。</p> <p>●来年度以降本件契約に関連した保守業務委嘱を行う場合においては他の事業者であっても差し支えない。</p> <p>●各ページの利用実績等の報告に加え、どこのリンク先を通じたアクセスがどれくらいされているのか等細かな報告がされている。</p> <p>●ホームページ中においては諸外国の教育機関等との連携は行っていないものの、全在外公館のホームページにリンクを設定し、在外公館から諸外国の教育機関等に適宜紹介している。</p>
<p><b>⑤-1「安保理改革アウトリーチ会合」会場借上契約（公募）</b></p> <p>○最寄り駅よりの範囲に係る条件に当てはまる会場を有する事業者は、本件事業者の他にも存在していたのか。</p> <p>○開催地についてはどのような観点により決定されたのか。</p>	<p>●条件に当てはまる会場を有する事業者は本件事業者の他にも存在していたものの、応募があったのは本件事業者1者のみであった。</p> <p>●他国が実施した同様の招聘プログラムも参考に、東京からの距離及び交通手段、並びに開催時期の気候等を勘案の上、決定した。</p>
<p><b>⑥-6「ODAホームページ不正腐敗情報受付窓口の各在外公館対応ページ作成」業務委嘱（随意契約）</b></p> <p>○本件受付窓口の設置後、これまでにどれくらいの件数の通報があったのか。また、匿名による通報は可能であるのか。</p> <p>○在外公館現地語ホームページ上の窓口の立ち</p>	<p>●本件受付窓口の設置後、およそ3か月間で10件程度の通報が寄せられており、従前に比べて増加している。なお、通報を促すために匿名による通報も可能となっている。</p> <p>●翻訳については在外公館にて実施の上、外務</p>

委 員	外 務 省
<p>上げ等にあたっての翻訳はどのように行ったのか。また、通報後の取り扱いはどのようなものとなるのか。</p> <p>○本件事業者は寄せられた情報等に対して常にアクセスが可能であるのか。また、事業者による情報漏洩対策はどのように講じているのか。</p> <p>⑥-18「『グローバルフェスタ JAPAN 2014』NGO事務局運営」業務委嘱（随意契約）</p> <p>○業務終了後の検査についてはどのように行われているのか。</p> <p>○タレント出演料の妥当性についてはどのように考えるのか。</p> <p>○人件費の内訳についてはどのようなものとなっているのか。</p> <p>⑥-14「総理大臣パプアニューギニア訪問に際しての航空機運航支援」業務委嘱（随意契約）</p> <p>○本件事業者はパプアニューギニアに支店を有しているのか。</p>	<p>省にて確認を行った。なお、通報内容が不正腐敗に関わる情報か否かを確認の上、内容によっては通報者に不利益が及ばないことを前提として、寄せられた情報をもとに相手国政府との協議等を行うなど必要な対応を取ることとなる。</p> <p>●本件事業者は寄せられた情報等に対して技術的にはアクセスが可能である。なお、本件契約においては守秘義務が課せられており、契約履行中及び履行完了後を問わず情報漏洩及び情報の目的外使用が禁止されている。</p> <p>●担当者が本件開催事業に参加の上、実地確認している他、仕様書において定められた報告・精算業務として、事業報告書及び精算書類の提出を受け、両書類を精査の上、検査を行っている。</p> <p>●メインステージでの企画終了後にブックフェア開催ブースにてサイン会を実施したことを加味しても、他の同様な事業との比較において適切な金額であったと考える。</p> <p>●事務補助者1名を雇用するためのものであり、時給の積算に交通費等を加えたものとなっている。</p> <p>●本件事業者はパプアニューギニアには支店を有していない。なお、同地には、同事業者の代理店があり、緊密に連絡し業務を行うことが可能であった。</p>

委 員	外 務 省
<p>⑥-26 「在外公館向け公邸会食用規格食器（和食器：漆器）の製作・納入業務」業務委嘱（随意契約）</p> <p>○規格食器の不足に伴う在外公館よりの追加購入要請はどのように行われているのか。</p> <p>○規格食器には、旧規格食器と新規格食器が存在しているが、旧規格食器を新規格食器に置き換えることは検討されているのか。</p> <p>⑥-33 「在外公館警備指導」業務委嘱（随意契約）</p> <p>○在外公館毎に警備指導業務請負費の金額に違いが生じているのはどうしてか。</p> <p>○住居費は警備専門員が単身にて赴任した場合の金額であるのか。</p> <p>○応札希望事業者が本件事業者1者のみとなったのはどのような理由であると考えなのか。</p> <p>⑥-36 「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウムの会議運営・設営等」業務委嘱（随意契約）</p>	<p>●各在外公館より随時寄せられた規格食器の購入に係る要望を、本省にて年に2回程度取りまとめ調達を行っている。</p> <p>●規格食器については、平成20年度に規格競争を実施の上、同年度以降に新設された在外公館には新規格食器を配備しており、新規格食器を保有する在外公館にて不足が生じた場合には新規格食器を、旧規格食器を保有する在外公館にて不足が生じた場合には旧規格食器を、それぞれ追加購入している。なお、旧規格食器を新規格食器に置き換えることは費用の面で困難であることから、現時点においては検討していない。</p> <p>●国によって生活環境等が異なるため、警備指導業務請負費の金額にも違いが生じるものと承知している。</p> <p>●然り。住居費は警備専門員が単身にて赴任した場合の金額である。</p> <p>●然るべき技量を有した事業者に委嘱する必要があることから、事業者の売上高や従業員数を条件として上位8者を指名の上、指名競争入札を実施したものの、応札希望事業者が1者のみであったことからやむを得ず随意契約とした。なお、海外における活動経験の観点から対応が困難であるとした事業者があったと承知している。</p>

委 員	外 務 省
<p>○本件事業者との随意契約理由は、本件シンポジウム共催者が同事業者に対し業務委嘱済みであったためとされているが、同共催者が業務委嘱を行うにあたっての事業者選定に際してはどのような経緯があったのか。</p> <p>○会場手配業務とは、どのような業務であるのか。また、会場借料も含まれるのか。</p>	<p>●官民合同で開催された本件シンポジウムは、当初、本件業務委嘱に係る費用について共催者が負担することとしており同共催者が本件事業者に業務委嘱していたものの、その後の業務追加等により、政府として追加等する業務については政府が費用負担することとしたものである。なお、運営業務の一体性を確保するため同一の事業者にも業務委嘱を行った。</p> <p>●会場手配業務とは、会場選定のための斡旋業務ではなく、選定された会場に関連した業務であり、会場借料及び追加設置備品に係る費用等が含まれる。</p>